

尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第1回目）

- 1 日 時 令和6年12月3日（火）13:00～14:55
- 2 場 所 市役所本庁北館4階 4-1会議室
- 3 出席者 委員（出席9名 欠席1名）
松並 潤委員（会長） 杉崎 康昭委員（副会長）
加藤 正文委員 堂園 隆司委員
堀切 敏浩委員 松原 一郎委員
溝口 環委員 森田 紘子委員
百合草 陽子委員
（欠席 久木元 悦子委員）
事務局
松本市長（他の公務のため、諮問後に退席）
総務局長 人事管理室長 給与課長
傍聴人 なし

4 審議会進行次第

(1) 委嘱状の交付

(2) 市長挨拶

本日はお忙しい中、尼崎市特別職報酬等審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、当審議会の委員にご就任いただいたことも改めて感謝申し上げます。

特別職に対する報酬等は条例で定められておりますが、今回委員の皆様には、市長等の退職手当の見直しにおいて、水準や支給方法等が適切かどうかを議論いただければと考えております。市長等の退職手当については、自治体ごとにそれぞれの考え方があり、不支給とする自治体や業績に応じて支給率を決定するといった例も近年は出てきております。こうした退職手当の取扱について、一つは私自身が政治的判断として退職手当を削減する考え方もある一方で、理論的に整理し条例で定めていく必要があります。また議論の上では、尼崎市の職員数、予算規模からすると民間では大企業になりますが、この組織のリーダーを選ぶといった観点、市長等の職責を加味する必要もあると考えております。いずれにしても、前回開催の平成24年度からかなりの年数が経過しており、見直しの良い機会かと思っておりますので、皆様には忌憚のないご意見をいただければと思います。

大変難しい議題ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

(4) 会長及び副会長の選出

会長 松並 潤（神戸大学大学院国際協力研究科教授）

副会長 杉崎 康昭（尼崎経営者協会会長）

(5) 会長挨拶

(6) 審議事項の諮問

市長から会長に対し、「市長等の退職手当の適正な水準」について審議を諮問。

(7) 運営方法の説明

事務局が運営方法を説明。以下の事項を確認。

- ・会議は公開を原則とし、開催日についても公表する。
- ・議事録の作成は事務局が作成し、当該議事録を委員2名の確認後、公開する。
- ・傍聴について別途取扱いを定めており、HP等で募集を行う。
- ・尼崎市特別職報酬等審議会運営要綱に基づき運営を行う。

(8) 配布資料の説明等

(9) 審議内容

委員：退職手当の見直しについては、様々な手法が考えられるが、市長就任時の公約はどういったものか。

事務局：就任時の公約においては、退職手当の見直しとしか掲げておらず、どういった見直しをすべきかについてはしっかりと議論していくべきものと考えており、その協議する場としてこの審議会の開催に至ったものである。現在の市長の退職手当の水準について、職員数が同規模の企業経営者と比較すると決して高くはないという考え方はあるが、その一方で、市民感覚からすれば、4年間の任期の中で退職手当が支給されることに違和感を覚える方もおられるのではないかと考えている。最終的には政治的判断として退職手当を削減するといった形もあるが、まずは特別職の退職手当の性質等を踏まえて、皆様にはあるべき姿を議論してもらいたい。

委員：退職手当の適正な水準が今回のこの審議会への諮問内容かと思うが、退職手当の決定に当たっての給料月額や算定方法に及んで審議していくのか。

事務局：あくまで退職手当の適正な水準について審議していただきたく、現在の

退職手当の水準が高いのか、低いのかを中心にご審議いただきたい。

委員：先ほどの趣旨説明を聞いていると退職手当のあり方にも議論が及ぶのではと考えるが、見直しの範囲はどう考えればよいか。

事務局：今回の審議内容は、松本市長個人の退職手当ではなく、尼崎市長としての退職手当の金額が適正であるかを中心に議論してもらいたいと考えている。ただ、退職手当の算定基礎が給料月額であるため、その点についてご意見をいただくこと自体は構わない。

委員：これまでの本市の退職手当について、削減状況やその背景や理由も含めた市長ごとの改定経緯を知りたい。

委員：市長の個人判断として給与削減を実施する場合でも特別職報酬等審議会を経て決定する必要があるのか。

事務局：市長等の本来の退職手当の水準については、どの自治体においても条例の本則上に定められており、その見直しを実施する場合は特別職報酬等審議会への諮問が必要となるが、個人判断として削減する場合には付則で対応している例が多く、そうした場合にはこの審議会へ諮る必要はない。

委員：阪神間や参考市の給与削減はどのような背景があって実施しているのかを分かる範囲で提供してもらいたい。

委員：会議資料の中に特別職に支給される退職手当の性質が記載されているが、この考え方の引用元は。

事務局：国家公務員の退職手当についての参考書（公務員の退職手当法詳解）から引用しており、特別職に関する限定的なものではなく一般論的な表現である。賃金後払いに関する性質については、市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和54年尼崎市条例第24号）第5条に規定されているとおり、在職中において市長等の職の信用を失うべき行為があった場合等は退職手当の支給を制限できる面から見てそうした表現で記載している。

委員：民間企業の従業員においても、そうした懲戒事由に該当する場合には退職金を支給しないという考え方も存在するため、自治体の特別職のみに限定された考え方ではなく、賃金後払いの性格を有しないことはないと思う。

委員：退職手当の勤続報償的な考え方について、市長等の選挙で選ばれた政治家と一般職員の2者で比較するのはどうか。

委員：確かにその2者を比較するのはナンセンスかと思う。一般的に退職金は勤続に対する功労金の性質が強いため、それを市長等に当てはめるのであれば、在職期間中にどれだけ成果を挙げたかといった評価等で決定されるのが好ましいと考える。

委員：前回の審議会においても評価を踏まえた退職手当の決定という議論にもなったが、誰がどう評価するかといった課題を解決するのが難しく、導入を見送った経緯がある。

- 委員：退職手当が継続勤務を前提としたものであるという考え方は、一般的に支給される者の貢献度や、また、離職させないようにするものであると推察されるが、この点についても市長のような特別職には馴染まないのではないか。
- 委員：民間企業の経営層と近い考え方になると思う。役員には退任時に支給される退職慰労金が存在するが、近年はそういった制度を廃止し、年俸制に移行してきている。具体的な金額を民間企業と比較すると中途半端な金額だと感じる。
- 委員：市民感覚でいえば、この退職手当の水準については様々な意見があり、一つの意見として統一した方向性として捉えにくい。市長の政治的な判断も参考材料となるだろう。
- 委員：市民感情はあまりに多様であり、その時々で変化するものであるため寄りすぎるべきではない。4年間の功績にどう報いるかという観点が重要ではないか。
- 委員：前回の審議会においても、退職手当の水準について、委員ごとに高い低いそれぞれの意見があり、最終的に条例上の本則上の支給額は結果的に周辺の同規模の自治体より少し低い水準に見直したという経緯がある。
- 委員：この審議会での結論としては、市長の給与についてあるべき形のみを求めるのではなく、実現するための方法論も併せて結論付ける必要があるのか。そうすると、年俸制や評価を踏まえた退職手当の支給となると検討すべき課題が多い。
- 委員：退職手当の水準を決定するに当たっては、その時々市の財政状況を加味する必要があると考える。単純な財政規模の数字だけではなく、財政調整基金の残高、建設事業費の推移と地方債残高、扶助費の推移など踏まえ、財政面の課題が何か明らかにしていただきたい。健全化比率の推移といった様々な数値の提供をお願いしたい。
- 事務局：会議資料の今後の進め方にも記載しているが、そうした本市の財政状況については、第2回の審議会の皆様にはお示ししたい。
- 委員：その他で次回の審議会時に提供してほしい資料はあるか。
- 委員：本市の家計収支の推移等が提供可能であればお願いしたい。市民感情を踏まえる中では、そういった数値も一つの指標になるのではと考える。
- 委員：新型コロナウイルス感染症の影響もあって、尼崎市における近年の家計の平均年収は非常に厳しいものとなっていると想定される。

以上